

外貨定期預金(中国元建て)

契約締結前交付書面 兼 商品説明書 (兼 外貨預金等書面)

この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面 兼 外貨預金等書面です。

この書面をよくお読みください

- ・ 外貨定期預金とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建ての預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- ・ 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れする)リスクがあります。

- ・ 円を外貨にする際(預入れ時)および外貨を円にする際(引出し時)はそれぞれ後述する片道の為替手数料がかかります(お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート(預入れ時)、TTBレート(引出し時)をそれぞれ適用します)。したがって、為替相場の変動がない場合でも往復の為替手数料がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れする)リスクがあります。
- ・ 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- ・ 中国元は為替管理が行われている通貨です。中国政府の通貨政策や経済環境、市場環境ならびに政情の変化などの事情により為替レートが大幅に変動するリスクや場合によっては他の通貨に交換できなくなるリスクがあります。
- ・ 自動継続後を含め、中途解約はできません。万が一、真にやむを得ない事情(相続、破産、天災その他不可効力により財産の大部分を滅失した場合等、重大な事情の変更があった場合)があると当行が認め、中途解約に応じる場合には、預入日(または継続日)から中途解約日までの適用金利は無利息となり、当初預入元本のみを同じ通貨のマルチカレンシー普通預金口座に入金します。

➤ 商号・住所、お問い合わせ先

香港上海銀行 東京都中央区日本橋3丁目11番1号HSBCビルディング

(日本における登記上の商号:ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド)

店頭または HSBCプレミア コールセンター (日本語 0120-777-369)までお問い合わせください。

商品名	外貨定期預金(中国元建て)	
商品概要	中国元建ての外貨定期預金です。あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としています。	
預金保険	当行の預金は預金保険の対象外です。	
預入期間	1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月 自動継続型(元利自動継続型/元金自動継続型)、または非継続型のお取扱いとなります。 <ul style="list-style-type: none"> 元利自動継続型: 利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 元金自動継続型: 前回と同一の元金・期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。また、利息はあらかじめ指定された円普通預金または同通貨のマルチカレンシー普通預金口座に入金します。 非継続型: 元金は同通貨のマルチカレンシー普通預金口座に入金します。また利息はあらかじめ指定された円普通預金または同通貨のマルチカレンシー普通預金口座に入金します。 * 普通預金口座に入金後は普通預金の店頭表示金利が適用されます。	
ご利用いただけるお客様	HSBCプレミア・アカウントをお持ちの個人のお客様(当行が適合性があると判断するお客様に限ります。)	
預入	(1) 預入方法	同通貨のマルチカレンシー普通預金または円普通預金より一括預入れ
	(2) 最低預入額	10,000中国元
	(3) 預入単位	1補助通貨単位
払戻方法	元本は満期日以後に同通貨のマルチカレンシー普通預金へ一括して払戻します。 * 自動継続型の場合、満期日以前に当行所定の満期解約手続きが必要となります。 * 非継続型の場合、指定された口座に、満期日の午前10:30を目処として入金する方法により払戻します。満期日の午前9:00以降10:30以前の入金をご希望の場合は、支店またはコールセンターにご連絡ください。	
利息	(1) 適用利率	お預入れ時(または継続時)の金利を満期日まで適用します。金利については支店またはコールセンターにお問い合わせください。
	(2) 利払時期	満期日以降に一括してお支払いします。
	(3) 計算方法	付利単位を1補助通貨単位とし、1年を365日として日割計算します。
税金について	利子所得は源泉分離課税(国税15%、地方税5%)として課税されます。利息はマル優の対象外です。	
為替差益への課税	為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。詳しくはお客様ご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。	
手数料および適用相場	為替手数料 (片道・1通貨単位あたり。単位:円) 90,000中国元未満 : 0.18円 90,000中国元以上 : 0.14円 * インターネットバンキングでのお取引は、金額にかかわらず1中国元あたり0.18円の為替手数料がかかります。 * 円と中国元相互間のお振替は1取引当り900,000中国元が上限となります。(1億円相当額以上のお取引をご希望の場合は個別にご相談下さい。この場合でも為替手数料は0.14円が適用されます。)	
付加できる特約条項	ありません。	
中途解約の取扱い	自動継続後を含め、中途解約はできません。万が一、真にやむを得ない事情(相続、破産、天災その他不可抗力により財産の大部分を滅失した場合等、重大な事情の変更があった場合)があると当行が認め、中途解約に応じる場合には、預入日(または継続日)から中途解約日までの適用金利は無利息となり、当初預入元本のみを同じ通貨のマルチカレンシー普通預金口座に入金します。	
当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません。	
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	